

2019（平成31）年度予算案の概要 （子ども家庭局）

「子育て安心プラン」に基づく保育園等の受入児童数の拡大、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に基づく児童虐待防止対策及び家庭養育優先原則に基づく社会的養育の迅速かつ強力な推進、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づく子どもの貧困とひとり親家庭対策の推進及び母子保健医療対策の強化などにより、子どもを産み育てやすく、子どもが健やかに育成される環境を整備する。

《主要事項》

第1 「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

- 1 保育の受け皿拡大・保育人材の確保等
- 2 子ども・子育て支援新制度の実施
- 3 子どもを産み育てやすい環境づくり

第2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

- 1 児童虐待の発生予防
- 2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
- 3 虐待を受けた子どもなどへの支援

第3 ひとり親家庭等の自立支援及びDV対策等の推進

- 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 2 配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進

第4 東日本大震災からの復旧・復興への支援や防災対策等の強化

- 1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）
- 2 被災した子どもへの支援（復興庁計上）
- 3 児童福祉施設等における防災・減災対策の推進

《予算額》

(単位：億円)

会計区分	2018年度 当初予算額	2019年度 予算案	増▲減額	伸び率
一般会計	4,731	5,399	+668	+14%
東日本大震災復興 特別会計	1.3	1.5	+0.2	+16%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

2019（平成31）年度における社会保障・税一体改革による社会保障の充実（公費）

- ・子ども・子育て支援の充実 6,942億円 → 7,000億円（+58億円）
- 子ども・子育て支援新制度の実施（内閣府所管） 6,526億円 → 6,526億円（±0億円）
- 社会的養育の充実（厚生労働省所管） 416億円 → 474億円（+58億円）

※児童養護施設等の小規模かつ地域分散化や職員配置基準の強化を含む高機能化の推進による増

第1 「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿の整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保など、待機児童の解消に向け意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援のため、子育て世代包括支援センターの全国展開に向けその設置促進を図るとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施を支援する。

1 保育の受け皿拡大・保育人材の確保等

(2018(平成30)年度当初予算額) (2019(平成31)年度予算案)

1,076億円 → 1,182億円

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育園等の整備を推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、潜在保育士の再就職支援や保育士の更なる処遇改善等を実施する。

さらに、放課後の子どもの居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るなど、放課後児童対策を推進する。

(1) 保育の受け皿拡大

- ・ 待機児童の解消に向け、保育の受け皿の確保を進めるため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等の支援について引き続き実施し、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

(参考)【平成30年度第二次補正予算案】

○待機児童解消に向けた保育園等の整備

420億円

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備等を進めるため、保育園等の整備に必要な経費を補助する。

(2) 保育人材確保のための総合的な対策【一部新規・一部拡充】

- ・ 保育士・保育園支援センターにマッチングシステムを導入することにより、潜在保育士等の保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを図る。
- ・ 長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育園等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用などを補助する。
- ・ 保育園等の体制充実を図るため、チーム保育推進加算及び栄養管理加算を拡充する。(2019年10月実施)(内閣府予算)

(参考)【平成30年度第二次補正予算案】

○保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の確保 15億円
保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。
(貸付後、一定期間の就業継続等により返還を免除)

○保育園等のICT化の推進 4.4億円
保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を行う。

(3) 多様な保育の充実【一部拡充】

- ・ 保育園等における医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講や看護師の配置等への支援を引き続きモデル事業として実施する。
また、新たに各保育園へ医療的ケアに関する支援・助言を行う医療的ケア児保育支援者を配置する。

(4) 認可外保育施設の質の確保・向上【一部拡充】

- ・ 認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。
- ・ 認可保育園等への移行を目指す認可外保育施設の運営費について、補助単価を公定価格の2/3相当から公定価格に準じた水準（保育士の配置割合に応じた減額調整あり）に引き上げるとともに、公定価格に準じた各種加算を創設するほか、保育士の配置割合に応じた補助区分について見直しを図る。(内閣府予算)

(参考)【平成30年度第二次補正予算案】

○保育園等における事故防止対策の推進 2.5億円
睡眠中の事故防止など、保育の質の確保・向上に資する機器の導入に必要な経費を補助する。

(5) 放課後児童対策の推進【一部新規】

- ・ 放課後児童対策の推進を図るため、児童館、公民館等の既存の社会資源の活用や、小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保を促進する。
- ・ 放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上や安全確保を図るため、先進事例の普及や放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業等を実施する。

2 子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実）

（2018（平成30）年度当初予算額） （2019（平成31）年度予算案）

2兆6,034億円 → 2兆8,834億円（内閣府予算）

（1）教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）

1兆387億円 → 1兆2,611億円

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。

- ① 子どものための教育・保育給付 9,031億円 → 1兆1,138億円
- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費）
 - ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）等

<平成31年度予算案における改善の内容>

・ 保育士等の処遇改善

平成30年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均+0.8%）を平成31年度の公定価格にも反映することに加え、「新しい経済政策パッケージ」に基づき更に1%（月3,000円相当）の処遇改善を行う。（2019年4月実施）

・ 幼児教育・保育の無償化

「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育園、認定こども園等の費用を無償化する。（2019年10月実施）

これまで保育料の一部として保護者が負担していた3歳から5歳までの子どもにかかる副食費については、施設による実費徴収を基本とする。

あわせて、生活保護世帯やひとり親世帯等については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続するとともに、免除措置の対象範囲を年収360万円未満相当の世帯まで拡充する。

・ 公定価格の見直し

保育園等の体制充実を図るため、チーム保育推進加算及び栄養管理加算を拡充する。（2019年10月実施）【再掲】

（参考）

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、子ども・子育て支援法に定める拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分を「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費（0～2歳児相当分）に充てることとされた。

拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成31年度は、0.34%（現行+0.05%）とする。

② 地域子ども・子育て支援事業 1,356億円 → 1,474億円
市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・利用者支援事業、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

<平成31年度予算案における改善の内容>

・利用者支援事業

外国人子育て家庭や妊産婦が、保育施設等を円滑に利用できるよう、多言語化対応を促進

・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

補助要件（会員数）の緩和（50人以上→20人以上）、アウトリーチによる預かり手確保の取組の実施

・子育て短期支援事業

入所時の自宅への訪問による子どもの預かりや通学時の安全確保のための付き添いの実施

※地域子ども・子育て支援事業のうち、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主からの拠出金を充当。（955億円）

（2）幼児教育・保育の無償化の実施【新規】（一部再掲） 1,532億円

- ・「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設等の費用を無償化する。

（3）放課後児童クラブの拡充（一部社会保障の充実）（再掲）

- ・「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023年度末までに約30万人分の新たな受け皿の確保に向け、施設整備費の補助率嵩上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

（参考）【平成30年度第二次補正予算案】

○放課後児童クラブ等におけるICT化の推進

3.5億円

放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における職員の業務負担軽減や利用児童の安全確保を図るため、利用状況の記録・管理等に関するICT機器の導入等に必要な経費を補助する。

(4) 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

1,701 億円 → 2,020 億円

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

ア 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の設置・運営を支援する。

また、「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての保育料を無償化する。

＜平成31年度予算案における改善の内容＞

- ・平成30年度までの企業主導型保育事業の9万人の整備に加え、新たに2万人分を整備
- ・中小企業における企業主導型保育事業の活用を促進

イ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

※企業主導型保育事業及び企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の費用の全額について、事業主からの拠出金を充当。

(4) 児童手当

1兆3,795億円 → 1兆3,488億円

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

※児童手当の費用の一部について、事業主からの拠出金を充当。(1,766億円)

3 子どもを産み育てやすい環境づくり

(2018(平成30)年度当初予算額) (2019(平成31)年度予算案)

215億円 → 231億円

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」を基盤とし、地域における切れ目のない妊娠・出産等の支援を推進する。

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。
 - ※ 「子育て世代包括支援センター」(運営費)については、利用者支援事業(内閣府予算に計上)を活用して実施(一部社会保障の充実)
- ・女性健康支援センターにおいて、特定妊婦と疑われる者を把握した場合に、早期からの支援が受けられるよう、医療機関等へ確実につなぐ体制を整備する。

- ・ 産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査や産後ケア事業等を推進することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

(2) 不妊治療への助成

- ・ 不妊治療の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成を引き続き行う。また、夫婦ともに不妊治療が必要な場合は、医療費も更に高額となることから、その経済的負担を軽減するため、男性不妊の初回治療にかかる助成を拡充する。

(3) 母子保健情報の利活用の推進

- ・ 乳幼児健康診査等の母子保健情報の利活用を推進し、子ども時代の適切な健康管理や、自治体等における効果的・効率的な保健指導等が行えるよう、市区町村システムの改修を支援する。

第2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

平成28年改正児童福祉法の理念のもと、子どもの最善の利益の実現に向け、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底するとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」及び「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に基づき、児童虐待防止対策・社会的養育の充実を迅速かつ強力に推進する。

1 児童虐待の発生予防

(2018 (平成 30) 年度当初予算額) (2019 (平成 31) 年度予算案)
1,475 億円の内数 → 1,538 億円の内数

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援（一部再掲）

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。
- ・ 産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査や産後ケア事業等を推進することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。
- ・ 特定妊婦等への支援を行う産前・産後母子支援事業について、全国展開を図るとともに、妊婦及び出産後の母子を入所させるために必要となる施設の改修費・備品費等を新たに補助対象に加える。

(2) 子育て家庭へのアウトリーチ【一部新規】（一部社会保障の充実）（再掲）

- ・ 家庭における子どもの適切な養育を確保するため、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う（乳児家庭全戸訪問事業）とともに、養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う（養育支援訪問事業）。
- ・ 児童虐待の早期発見・早期対応に関する取組を強化するため、未就園児等のいる家庭への全戸訪問を新たに実施する。

2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(2018 (平成 30) 年度当初予算額) (2019 (平成 31) 年度予算案)
1,500 億円の内数 → 1,645 億円の内数

(1) 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）の推進

- ・ 2018年7月の「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において決定した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」及び2018年12月に策定した児童虐待防止対策を抜本的に強化する「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）

に基づき、①児童相談所については、児童福祉司3,240人体制から2,020人程度の増員、②市町村については、子ども家庭総合支援拠点の全市町村への設置などに取り組む。

※ 新プランの策定に当たり、2019年度の初年度においては、児童福祉司について約4,300人、児童心理司について約1,610人とすることを計画している。（地方財政措置が講じられる予定）

（２）児童相談所の体制強化等【一部新規】

- ・ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に掲げる取組を強力に進めるため、都道府県等が行う児童福祉司等の専門職の確保のための採用活動等に係る費用の補助を創設する。
- ・ 病院との間における子どもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整（入所先、保護者、関係機関等との調整）を図るための職員を児童相談所に配置する。
- ・ 児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」の無料化を実施するとともに、24時間対応強化のための体制を拡充する。
- ・ 子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談について、多くの方が利用しやすいよう、SNS等を活用した相談窓口を開設・運用するための補助を創設する。
- ・ 未成年後見人が必要な子どもに対し、未成年後見人が選任され、適切な支援を受けられるよう、補助要件の見直しを行う。

（参考）【平成30年度第二次補正予算案】

○児童相談所における全国共通ダイヤル「189」の無料化

7.9億円

児童虐待を発見した者、子育てに悩みを抱える者が児童相談所に適切に通告・相談できるよう、全国共通ダイヤル「189」の無料化を実施する。

（３）市区町村の体制強化等【一部新規】

- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するため、（１）の措置とあわせて、開設準備経費への補助を創設するとともに、土日・夜間の運営費などの補助の創設により市区町村の相談支援体制の強化を図る。併せて、都道府県が市区町村職員に対して実施する研修事業を拡充する。
- ・ 当該拠点を通じたレスパイトケア等の実施により、在宅における養育支援の充実を図る。

（４）ICTを活用した情報共有の推進【新規】

- ・ 市区町村の関係部署や児童相談所等の関係機関間のより効率的な情報共有を進めるため、ICTを活用したシステム整備に係る補助を創設する。

(参考) 【平成 30 年度第二次補正予算案】

○児童養護施設等における I C T 化等の推進

6.8 億円

タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化、子どもの情報等の管理をシステム化するなど、児童養護施設等や児童相談所の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務を軽減するため、児童 養護施設等や児童相談所の I C T 化の推進に必要な経費を補助する。また、児童養護施設等及び保育所の措置に係る費用負担能力の認定等の事務を行う都道府県等に対して、関連するシステムの改修を行うための費用を補助する。

(5) 一時保護児童の受入体制の充実【一部新規】

- ・ 児童養護施設・乳児院等で賃貸物件による一時保護専用施設を設置するために必要な改修費用の補助を創設するとともに、一時保護所の整備の際に、個室化・ユニット化等を実施する場合の補助単価の充実を図る。
- ・ 医療的ケア児や障害のある子どもなど特に支援が必要な子どもを、児童養護施設等が設置している一時保護専用施設において受け入れた際の加算を創設するとともに、一時保護専用施設を複数設置できるよう補助要件を緩和する。

(6) 子どもの権利擁護の推進【新規】

- ・ 子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業を実施する。

3 虐待を受けた子どもなどへの支援

(2018 (平成 30) 年度当初予算額) (2019 (平成 31) 年度予算案)

1,498 億円の内数 → 1,644 億円の内数

(1) 家庭養育優先原則に基づく取組の推進【一部新規】

①里親養育支援体制の構築

里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務を一貫して担う包括的な里親養育支援体制を構築するため、

- ・ フォスタリング業務（包括的里親養育支援）を統括する責任者や、里親の開拓等を担う里親リクルーター、里親への研修等を担う里親トレーナーを新たに配置するとともに、
- ・ 委託後の家庭訪問等による養育支援を担う相談支援員を委託児童数に応じて加配する

など、支援体制を大幅に拡充する。また、フォスタリング業務を担う職員の人材育成に向けた研修事業の創設等により、里親等委託を推進する。

併せて、民間フォスタリング機関の積極活用や、養子縁組民間あっせん機関等を活用した養子縁組里親への支援など、都道府県等による地域の実情に応じた取組を推進する。

②特別養子縁組等の推進

特別養子縁組等の推進に向けて、心理療法担当職員を配置し、定期的な家庭訪問等による養子縁組成立前後の養育支援体制を構築するなど、養親希望者への支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充や、受審が義務化される第三者評価に要する費用を補助する。また、養子縁組民間あっせん機関を利用する養親希望者の手数料負担の軽減を図る。

(2) 児童養護施設・乳児院等の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進（一部社会保障の充実）【一部新規】

- ・ 児童養護施設及び乳児院における小規模かつ地域分散化の推進を図るとともに、施設の職員配置基準の強化を含む高機能化及び多機能化・機能転換などを推進し、社会的養育体制の充実（※）を図る。併せて、これを支える人材を育成するため、研修事業の拡充を図る。
 - ※ ・ 児童養護施設における生活単位の小規模かつ地域分散化の推進、小規模かつ地域分散化された生活単位（地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケア）における養育体制の充実（子ども：職員＝概ね6：3→6：4）
 - ・ 児童養護施設におけるケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」の類型の新設、当該生活単位における養育体制の充実（子ども：職員＝概ね6：3→4：4）
 - ・ 乳児院におけるケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」における養育体制の充実（子ども：職員＝概ね4：4→4：5）
- ・ 児童養護施設・乳児院等の職員の人材確保に向けて、職員の処遇改善を図るとともに、補助職員の活用により、児童指導員等の夜勤等を含む業務負担を軽減する。
- ・ 特定妊婦等への支援を行う産前・産後母子支援事業について、全国展開を図るとともに、妊婦及び出産後の母子を入所させるために必要となる施設の改修費・備品費等を新たに補助対象に加える。（再掲）
- ・ 施設整備費や既存の建物の賃借料に対する助成等により、小規模かつ地域分散化に向けた取組を着実に実施する。

（参考）【平成30年度第二次補正予算案】

○児童養護施設等におけるICT化等の推進（再掲）

(3) 自立支援の充実【一部拡充】

- ・ 里親や児童養護施設等の委託・入所者に対する自立に向けた支援の充実を図るため、学習塾費や通学費等を拡充するとともに、措置解除後も原則 22 歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業」について、高校卒業後に浪人した者等に対する学習塾費の支援など大学等への進学に向けた学習費や進学する際の支度費などの補助を新たに行う。

(参考) 【平成 30 年度第二次補正予算案】

○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の貸付原資等の確保 20 億円

児童養護施設退所者等に対する自立支援の充実を図るため、就職・進学する児童養護施設退所者等への生活費や家賃相当額等の貸付を行うための原資等を補助する（貸付後、一定期間の就業継続により返還を免除）。

第3 ひとり親家庭等の自立支援及びDV対策等の推進

「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に実施するとともに、地域の民間団体の活用等によるひとり親家庭等への相談支援の充実、親の資格取得支援の拡充、児童扶養手当の支払回数の見直しの実施、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（仮称）の給付、母子父子寡婦福祉資金貸付金の就学支度資金における修業施設に係る貸付限度額の引上げなど、ひとり親家庭等への支援の充実を図る。

1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

(2018(平成30)年度当初予算額) (2019(平成31)年度予算案)

1,867億円の内数 → 2,267億円の内数

(1) 支援につながるための取組

① 自治体窓口のワンストップ化の推進

- ・ ひとり親家庭等の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで個々の家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する。
- ・ また、児童扶養手当の現況届の提出時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援する。

② 地域の民間団体を活用した相談支援の充実【一部拡充】

- ・ ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、地域の民間団体を活用した出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。

③ 配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進

（後掲12ページ参照）

(2) 生活を応援する取組

① 子どもの居場所づくりの実施

- ・ 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりのため「子どもの生活・学習支援事業」を実施する。

② 自立を促進するための経済的支援【一部拡充】

- ・ 児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回を見直し、年6回の隔月支給を2019年11月支払い分から実施する。

(参考)【平成30年度第二次補正予算案】

○児童扶養手当システム改修事業

16億円

児童扶養手当制度におけるマイナンバーを活用した情報連携等のため、都道府県等に対して、関連するシステムの改修等を行うための費用の一部を補助する。

- ・ 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（仮称）を給付する。
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金について、就学支度資金のうち職業能力開発大学校などの修業施設に就学する際の貸付限度額の引上げ（10万円→28万2千円）や修業資金の償還期間の見直し（6年以内→20年以内）等を図る。

③ 養育費の確保等支援【一部拡充】

- ・ ひとり親家庭の自立を支援するため、養育費相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行う。
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供するとともに、養育費の取り決め等について相談・情報提供、面会交流の支援等を実施する。

また、離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座」を行うモデル事業を実施する。

④ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

- ・ ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援を行う。

(3) 学びを応援する取組

○ ひとり親家庭等への学習支援（学び直し支援）

- ・ ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。
- ・ ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。

(4) 仕事を応援する取組

① 就職に有利な資格の取得支援等の就業支援【一部拡充】

- ・ ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に、修学期間中の生活費負担を軽減するため支給する高等職業訓練促進給付金について、

修学の最終1年間の支給額を月額10万円から14万円に増額するとともに、資格取得のために4年課程が必要となる者等について、支給期間を3年から4年に拡充する。

- ・ ひとり親家庭の親が地方自治体の指定した教育訓練講座を受講し修了した場合に支給する自立支援教育訓練給付金について、看護師等の専門資格を取得するための講座を対象に追加するとともに、支給上限額を最大80万円に引き上げる。

(参考)【平成30年度第二次補正予算案】

○ひとり親家庭等職業訓練促進資金貸付事業の貸付原資等の確保 29億円
ひとり親家庭等に対する自立支援の充実を図るため、養成機関に修学し、資格の習得を目指すひとり親家庭の親への入学・就職準備金等の貸付原資等を補助する(貸付後、一定期間の就業継続により返還を免除)。

② 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

- ・ ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。

2 配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進【一部拡充】

(2018(平成30)年度当初予算額) (2019(平成31)年度予算案)
182億円の内数 → 191億円の内数

- ・ 配偶者からの暴力(DV)被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。
- ・ 婦人保護施設を退所した者が地域社会で安定した自立生活が促進できるよう、婦人保護施設を退所した者に対し、自立生活のための相談・指導等を行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業の補助要件を緩和する。

第4 東日本大震災からの復旧・復興への支援や防災対策等の強化

東日本大震災で被災した児童福祉施設等の速やかな復旧や、被災した子どもへの心身のケア等総合的な支援を行うとともに、「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」における児童福祉施設等の耐震化整備を実施する。

1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）

・社会福祉施設等災害復旧費

(2018(平成30)年度当初予算額) (2019(平成31)年度予算案)
1.3億円 → 1.5億円

東日本大震災で被災した児童福祉施設等のうち、各自治体の復興計画で、2019(平成31)年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

2 被災した子どもへの支援（復興庁計上）

・被災者支援総合交付金

(2018(平成30)年度当初予算額) (2019(平成31)年度予算案)
190億円の内数 → 177億円の内数

避難生活の長期化等に伴う心身の健康面への影響等を踏まえ、子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心と体のケアなど、総合的な支援を行う。

3 児童福祉施設等における防災・減災対策の推進

・保育所等整備交付金 ・次世代育成支援対策施設整備交付金

(2018(平成30)年度当初予算額) (2019(平成31)年度予算案)
— → 159億円

児童福祉施設等における防災・減災対策を推進するため、耐震化整備に必要な経費について支援を行う。

(参考)【平成30年度第一次補正予算】

○大阪北部地震、7月豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震などの被災地の復旧 30億円
児童福祉施設等の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行う。また、被災状況等に応じて国庫補助率を引き上げ、所要の国庫補助を行う。

(参考)【平成30年度第二次補正予算案】

○児童福祉施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備整備等 91億円
児童福祉施設等における耐震化整備や倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等に加え、大規模停電時に施設入所児童等の安全な生活環境を確保するための非常用自家発電設備の整備等に必要な経費を補助する。

ひとり親に対する税制上の支援措置の拡充

1. 大綱の概要

- ・ 子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。
- ・ <検討事項> 子どもの貧困に対応するため、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する更なる税制上の対応の要否等について、平成32年度税制改正において検討し、結論を得る。

2. 制度の内容

- ・ 児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を個人住民税の非課税措置の対象に加える。

（注1）上記の「児童」は、父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が48万円以下であるものとする。

（注2）上記の「婚姻」及び「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

（注3）上記の改正は、平成33年度分以後の個人住民税について適用する。

1. 大綱の概要

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、非課税措置を講ずる。

2. 制度の内容

- 「**児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金**」事業では、社会的養護経験者に対し、その自立支援を促進するため、就職や進学をする際に、家賃貸付、生活費貸付、資格取得貸付を行っている。
- この貸付金制度では、以下の場合に**返済免除**となる。
 - 家賃貸付・生活費貸付：5年間の就業継続
 - 資格取得貸付：2年間の就業継続
- この際に生じる**債務免除益**については、現行税制において、その全額が所得税法上、返済免除の行われた年度の一時所得として課税対象になることから、社会的養護経験者に**大きな税負担が生じ、本事業の趣旨である自立支援の妨げとなる。**
- そのため、「**児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金**」事業における**債務免除益**について、**非課税措置を講じる。**

子ども・子育て支援における制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

(所得税、個人住民税等) (内閣府・文部科学省と共同要望)

1. 大綱の概要

子ども・子育て支援法の一部改正により新たに支給されることとなる子育てのための施設等利用給付（仮称）について次の措置を講ずるとともに、見直し後の同法の子どものための教育・保育給付並びに児童福祉法の障害児通所給付費、特例障害児通所給付費について引き続き次の措置を講ずる。

- ① 所得税を課さない。
- ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

2. 制度の内容

- 「経済財政運営と改革の基本方針（平成30年6月15日閣議決定）」において、3歳から5歳まで（0歳から2歳児については住民税非課税世帯が対象）の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化することとされている。
- 現行上、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する子どもの保護者に支給される子どものための教育・保育給付は全て非課税となっており、上記の幼児教育の無償化を進めるに当たり法改正を行う場合、併せて税制上の所要の措置を講ずる必要がある。
- 幼児教育を無償化するための保護者に対する支援について、法改正を前提に、税制上の所要の措置（非課税措置及び差押禁止措置等）を講ずる。